

**平成27年度 第2回 福岡県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

**I 日時・場所**

平成28年3月22日(火) 10:20~11:10

福岡県自治会館1階 101会議室

**II 出席者**

- 1 委員 村上 英明委員(会長)、吉田 隆一委員、貫 博喜委員、高藤 秋子委員  
【欠席：野田 健一委員】
- 2 職員 森事務局長、福永事務局次長、鳥巢医療費適正化等担当次長、  
岩隈総務課長、浅井企画財政担当課長、中原事業課長、吉永資格保険料担当  
課長ほか

**III 議事の要旨**

**1 会長の互選**

互選により、村上 英明委員が会長に選任された。

**2 会長職務代理者の指名**

会長から会長職務代理者として、吉田 隆一委員が指名された。

**3 説明・報告事項**

**(1) 平成26年度情報公開条例の運用状況**

**(2) 平成26年度個人情報保護条例の運用状況**

【事務局】(「平成26年度情報公開条例の運用状況」「平成26年度個人情報保護条例の運用状況」について「説明・報告資料」に基づき説明)

【委員】レセプトの開示請求について、レセプトは本人の情報であると同時に医療機関の情報でもあり本人以外の第三者の情報を含んだものであるが、どのような取扱いをしているか。

【事務局】開示請求にあたっては医療機関の同意をとるようにしている。

【委員】今までに医療機関から開示をしてほしくないという申し出はあったか。

【事務局】今のところ、申し出はない。

【委員】故人の個人情報の開示について、どのような取扱いをしているか。

【事務局】運用等については個人情報開示の手引きにより定めている。

【委員】故人の個人情報の開示については、遺族に開示しているということか。

【事務局】そのとおりである。

**(3) 「市町村へのレセプト情報提供」について**

【事務局】(「市町村へのレセプト情報提供」について「説明・報告資料」に基づき

説明)

【委員】提供方法はどのような形態で行っているのか。

【事務局】電子データにより提供している。

【委員】情報提供の利用目的が正当であるかどうかを審議する必要があるのか。

【事務局】今回報告した「市町村へのレセプト情報提供」は、提供を受ける市町村が法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用することに相当な理由があるため「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」第7条第2項第3項に該当し提供したものである。今回の審査会では参考までに情報提供をした旨を報告するものであり、審議をいただくものではない。

【委員】提供依頼がきているもののうち1件だけ対象期間が「診療月」ではなく「請求月」で依頼がきているが、取り扱いが異なると実施機関としては大変ではないか。

【事務局】実施機関としては、市町村からの依頼に基づき必要な情報を提供している。特段の支障はない。

#### (4) 「医療費分析にかかるレセプト情報提供等」について

【委員】（「医療費分析にかかるレセプト情報提供等」について「説明・報告資料」に基づき説明）

【委員】国民健康保険団体連合会と広域連合との関係は、どのようになっているのか。

【事務局】レセプトの管理を国民健康保険団体連合会に委託している。